令和５年度　房総信用組合「しんくみ　はばたき奨学金」応募要項

１．受給資格

次のいずれにも該当する方

（１）当組合の営業地区内に住所を有している母子家庭または父子家庭の高校生で、学業に熱意をもって励む方。

（２）収入要件

本人の父母またはこれに代わって家計を支えている人（主たる家計支持者１人）の収入が下記金額以下であること。

	給与所得者	給与所得者以外
収入要件	２７０万円（税込み） 源泉徴収票の支払金額	１３５万円（税込み） 確定申告書等の所得金額

２．募集人員

２０名（応募者が２０名を超える場合は、当組合の基準により受給者を決定します。）

３．募集期間

令和５年３月１日（水）から４月２５日（火）までの当組合営業日

４．受給者への決定通知

募集期間終了後５月上旬に受給者を決定し、受給者の方に受給手続等文書によりご連絡します。

（1 年毎に受給者を決定します。次年度募集時に再応募可能、但し、応募は１学年１回とし３回を限度とします。）

なお、残念ながら不採択となった応募者には、不採択通知と一緒に応募書類を返却します。

５．奨学金給付額・給付期間・給付時期

（１）給付額　　年額１２万円

（２）給付期間　令和６年３月迄の１年間

（３）給付時期　当組合に生徒の口座を作成いただき、５月以降その口座へ毎月２５日に振り込みます。但し、当組合の休日にあたるときは、その前営業日とします。

４月分の奨学金は５月に一括して振込みを行い、６月分以降は、毎月１万円の給付を行います。

６．応募手続き

（１）提出書類

①房総信用組合返還不要の給付型奨学金給付申請書

②個人情報の保護に関する同意書

③在学証明書の原本

④住民票謄本の原本（世帯全員の続柄記載のもの、マイナンバー記載不要）

⑤収入に関する書類

◇給与所得者　　源泉徴収票の原本又は市町村役場の「所得証明書」の原本[注1]

◇給与所得者以外

《確定申告書を申告書の持参・郵送により行った場合》

・確定申告書（控）の写し（税務署受付印のあるもの）

※税務署の受付印が無いものは、加えて市町村役場発行の「所得証明書」の原本[注1]

が必要です。

《確定申告書を電子申告により行った場合》

・申告書内容確認票の写し（受信通知又は即時通知を添付）

《公的年金受給者の場合》

・公的年金等の源泉徴収票（最新の写し）

《その他》

・その他年間収入が分かる書類（最新）

（注 1）市町村役場発行の「所得証明書」は有料となります。

（２）申込先

当組合本支店の窓口

７．奨学金の返還

この制度に基づく奨学金は返還を要しません。

８．奨学金の給付休止・中止

（１）奨学金の給付休止、中止の事由に該当した場合は、速やかに当組合に届け出ることとし、その事由に該当した月まで奨学金を給付します。

（２）休止・中止の事由に該当した旨の届出が遅れ奨学金を受給された場合、その事由に該当した月の翌月以降の奨学金を返還していただきます。

また、復学等した場合は速やかに当組合に届け出ることとし、復学等した月から奨学金を給付します。

なお、当組合で給付休止・中止の事由を確認した場合は、届出がなくても給付を休止又は中止します。

（３）休止・中止の事由

①給付の休止

受給者が休学した時

②給付の中止

ア．受給者が退学したとき

イ．受給者が死亡したとき

ウ．高校生（受給者）及び保護者が当組合の営業地区内に住所を有しなくなったとき

エ．母子家庭・父子家庭でなくなったとき

９．その他

ご提出いただいた書類は、ご返却しませんので予めご了承下さい。

【お問い合わせ先】

房総信用組合　総務部　総務課

〒297-8611　千葉県茂原市高師町１丁目 10 番地５　TEL０４７５－２２－５１１１

（受付：月～金曜日のうち当組合の営業日午前９時～午後５時）